（中小企業支援法の一部改正）

第三条　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「制度」の下に「及び中小企業の経営資源の確保を支援する事業に関する情報の提供等を行う者の認定の制度」を加える。

第九条　削除

第十六条中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十二条とし、第十五条を第二十一条とする。

第十四条の前の見出しを削り、同条を第二十条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、認定情報提供機関に対し、情報提供業務の実施状況について必要な報告を求めることができる。

第十三条を第十九条とし、第十二条の次に次の六条を加える。

（認定情報提供機関）

第十三条　経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「情報提供業務」という。）を行う者であつて、情報提供業務の内容及び実施体制に関する事項並びに情報提供業務の実施に当たつて配慮すべき事項（当該情報提供業務の実施に当たつての中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者に対する配慮に関する事項を含む。）について経済産業大臣が定める指針に適合すると認められるものを、その申請により、自らの事業として中小企業に有用な情報を適切に提供することができる者として認定することができる。

2　前項の認定を受けた者（以下「認定情報提供機関」という。）は、次の業務を行うものとする。

一　次に掲げる情報を収集して整理し、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により、中小企業者の依頼に応じて提供すること。

イ　中小企業支援事業その他の中小企業の経営資源の確保を支援する事業の内容及びその実施の状況に関するもの

ロ　中小企業の経営診断の業務に従事する者の当該業務の内容及びその実施の状況に関するもの

ハ　中小企業の事業活動の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の者の当該協力の内容及びその実施の状況に関するもの

二　前号に掲げる業務に関し、中小企業者の依頼に応じて助言を行うこと。

3　第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　事務所の所在地

三　情報提供業務に関する次に掲げる事項

イ　情報提供業務の内容

ロ　情報提供業務の実施体制（情報提供業務に係る情報の管理の方法を含む。）

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

4　認定情報提供機関は、前項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（改善命令）

第十四条　経済産業大臣は、認定情報提供機関の情報提供業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定情報提供機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第十五条　経済産業大臣は、認定情報提供機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

（中小企業信用保険法の特例）

第十六条　第十三条第一項の規定の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつてはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。）であつて、情報提供業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業支援法第十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第十三条第一項に規定する情報提供業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報提供機関協力業務）

第十七条　独立行政法人情報処理推進機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、情報処理に関する専門家の派遣その他情報提供業務の運営に関し必要な協力の業務を行う。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定情報提供機関協力業務）

第十八条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、その行う中小企業支援事業に関する情報の提供その他情報提供業務の運営に関し必要な協力の業務を行う。

本則に次の一条を加える。

第二十三条　第十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（小規模企業共済法の一部改正）

第四条　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「掲げる業種」の下に「及び第三号の政令で定める業種」を加え、同項第二号中「サービス業」の下に「（次号の政令で定める業種を除く。）」を加え、同項第六号中「第一号若しくは第二号」を「第一号から第三号まで」に、「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「サービス業」の下に「（次号の政令で定める業種を除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むものの役員

第二条第一項第四号中「掲げる業種」の下に「及び第七号の政令で定める業種」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの